

肉用牛肥育経営緊急支援事業のうち 肥育牛出荷対策事業(価格低下支援金の交付)の概要

肉用牛肥育農家の資金繰りのため、(社)島根県畜産振興協会が
下記対象牛(肥育牛)へ価格低下支援金を交付します。

○ 対象となる方

- ・ 島根県で牛の肥育を行っている方(対象となる牛の損益が帰属する方)
- ・ 事業対象牛について、東電へ損害賠償請求をしている方
- ・ 価格低下支援金相当額の返還ができる方

※島根県の実施する「島根県肉用牛経営緊急対策資金」の貸付を受けている方は、本事業を利用できません。

○ 対象牛

平成23年8月3日時点で飼養していた下記月齢の牛で、かつ
平成23年8月19日～平成23年12月31日に販売した肥育牛

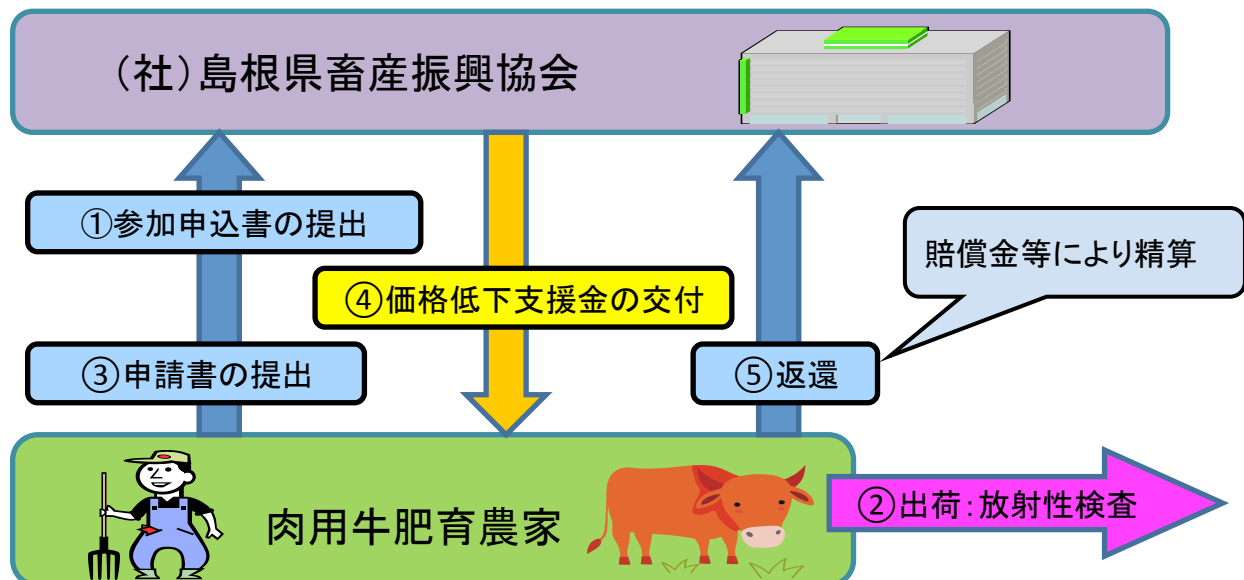
- ・ 肉専用種 → 9か月齢～33か月齢
- ・ 交雑種 → 7か月齢～31か月齢
- ・ 乳用種 → 6か月齢～25か月齢

※トレーサビリティ情報で確認します。転入、転出届けは早めに家畜改良センターへ報告してください。

○ 支援額

品種別・格付別に平成23年4月～6月の平均販売価格(基準価格)と、平成23年8月～12月の毎月の島根県産牛平均販売価格との差額に、平成23年4月～6月の平均枝肉重量(基準重量)を乗じた額(1万円未満切り捨て)を価格低下支援金として交付します。

なお、各月の品種別等の価格低下支援金単価は、販売月の翌月中旬に公表します。



○ 返還について

価格低下支援金は、東電の賠償金の有無及び時期が明確になった段階までにその全額を返還していただきます。__

【お問い合わせ先】

(社)島根県畜産振興協会(経営指導部) Tel 0852-21-4421 Fax 0852-21-4481